



事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 11 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部医事薬務課長

医薬品の適正流通（GDP）ガイドラインについて

日ごろは、本県の薬務行政の推進にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

さて、平成 30 年 12 月 28 日付で厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より事務連絡がありましたので、別添のとおり写しを送付します。

医薬品の流通については、医薬品産業強化総合戦略において、「医療用医薬品の安全性確保のあり方については PIC/S※の GDP（Good Distribution Practice：医薬品の流通に関する基準）に準拠した国内 GDP の策定の検討を速やかに進める。」こととされており、また、「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会最終とりまとめ」においても「PIC/S の GDP ガイドライン全般に準拠した国内向け GDP ガイドラインを作成し、厚生労働省がそれを広く周知することで、卸売販売者における自主的な取組を促すべきである。」とされています。

本事務連絡では、これらを受け、厚生労働行政推進調査事業において、PIC/S の GDP を踏まえた「医薬品の適正流通（GDP）ガイドライン」が取りまとめられたことについて示されています。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/132101/>) にも掲載しておりますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

高知県健康政策部医事薬務課

濱田、平松

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

TEL 088-823-9682

FAX 088-823-9137